

社会福祉法人五葉会役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人五葉会(以下「法人」という。)の役員等の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定めるものである。

2 前項に規定する役員等とは、次に掲げるものをいう。

(1) 常勤の理事

(2) 非常勤の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員

(報酬等)

第2条 常勤の役員には、この規程により報酬を支給するものとし、非常勤の役員については原則として無報酬とする。ただし、非常勤の役員が法人の業務に携わったときは報酬を支払うものとする。

(報酬の種類)

第3条 常勤役員に対する役員報酬は月額とする。

2 非常勤役員の報酬については、役員報酬とし、日額又は招集を受けた会議出席一回当たりの額とする。

3 非常勤役員が報酬を辞退した場合は、報酬を支給しないことができる。

(支給額等)

第4条 常勤役員に対する報酬として支給する月額は次のとおりとする。

(1) 理事長 100,000 円

(2) 理事 50,000 円

2 非常勤役員が招集を受けた理事会その他の法人の会議に出席することの他に、法人の業務に携わったときは、報酬として、日額 10,000 円を支給する。

3 非常勤役員が招集を受けた理事会その他の法人の会議に出席したときは、報酬として、会議出席一回につき 5,157 円を支給する。

(支払方法)

第5条 第2条に定める役員の報酬の支給方法は、法人給与規程の例による。

(費用弁償)

第6条 役員等が業務のため旅行をしたときは、その旅行について旅費を支給する。

2 旅費の支給方法は、役員等の旅費規程による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成 19 年 1 月 10 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 12 月 11 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。